

**令和8年度おかやま地域発！6次産業化支援事業
(産学官連携による6次化活動支援事業) 技術提案書作成方法等説明書**

第1 技術提案書の作成方法

令和8年度おかやま地域発！6次産業化支援事業（産学官連携による6次化活動支援事業）仕様書（以下「仕様書」という。）を踏まえ、次の1から5の項目について具体的に記載してください。

1 提案者の実績等

6次産業化事業者等の商品開発や販路開拓等を行った実績など、次の項目に沿って記載してください。

- (1) 主な業務内容及び6次産業化事業者等の支援実績
- (2) 地方公共団体など公的機関からの業務受託実績
- (3) 業務にあたっての提案者の強み

2 業務実施場所

業務を実施するオフィス等について、次の項目に沿って記載又は資料添付してください。

- (1) オフィスの概要（住所、地図、面積、オフィス内の従業員数及び写真）

3 業務実施体制

業務遂行に当たっての体制及び業務実施者の経歴等について、次の項目に沿って記載してください。

- (1) 組織体制（県との連絡調整窓口及び業務実施者の役職、氏名及び役割等）
- (2) 業務実施者の経歴等（役職、経験年数、得意とする業務等。複数の者が対応する場合は、それぞれ記載すること。）

4 業務実施方法

仕様書の3(1)～(4)の各業務について、業務の進め方や具体的な対応内容など、次の項目に沿って記載又は資料添付してください。

- (1) 基本的な考え方や重要と考える項目
- (2) 実施内容、方法（業務実施者名、業務の進め方、対応内容、連携機関等）
- (3) 目標（数値目標等成果）
- (4) 類似業務の実施事例（実施内容の詳細が分かるもの）

5 その他

1から4までに記載した項目以外に、特にPRする事項、提案事項又は留意事項等が

あれば、記載してください。

第2 見積書の作成内容

- ・ 代表者名を記載してください。
- ・ 委託料の総額と、消費税及び地方消費税の額を記載してください。
- ・ 項目毎に単価等を記載した積算内訳を添付してください。

第3 審査方法

- ・ 提出書類をもとに、第5「評価基準(50点満点)」により評価します。
- ・ 評価結果(得点)を集計し、集計結果をもとに全審査員による協議を行って最優秀者を選定します。
- ・ なお、当該得点について、同点の提案者が複数となった場合、また各審査員の過半数が1位とした者と得点が最高点の者と一致しない場合は審査員の協議により順位を決定します。

第4 その他

受託者は、暴力団の排除に係る誓約書を契約締結前に提出する必要があります。
受託者がこの誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなします
ますのでご留意ください。

第5 評価基準

| 評 価 項 目 | | 配 点 |
|---------|--|------|
| 1 | <p>委託業務に関する技術提案書の内容が次の各号に適合していること。</p> <p>① 事業の内容が当県の意図と合致していること。 ・産学官連携による新たな視点を取り入れた商品開発、販路拡大などの取組みを支援する内容であるか。</p> <p>② 事業の内容・方法等が優れていること。 ・実施方法等は合理的かつ具体性があるか。</p> <p>③ 事業の経済性が優れていること。 ・予算内に収まっており、費用対効果の観点から、効率的な内容となっているか。</p> | 10×3 |
| 2 | <p>当該事業と同様の事業に関する実績を有すること。 ・過去の当該事業や類似事業の実績があるか。</p> | 10 |
| 3 | <p>当該事業を実施する体制が整っていること。 ・本事業を実施する上で、組織体制が確立しているか。 ・県内6次産業化事業者等や県との調整、連携が円滑に行える体制が確保されているか。</p> | 5 |
| 4 | <p>経営基盤が確立していること。 ・組織の財務状況について、事業を遂行するに当たり安定した事業運営が可能であるか。</p> | 5 |
| 合 計 | | 50 |